							1
		会	議		記	録	
会議の名称		公 公	文教常任			会議場所	第3委員会室
		心心才力,	人狄市	(狄市 止安)		担当職員	山内
日時	ग्रा सं	○年11日	21日(水曜	2 🗆 \	開議・	-前10時0	0分
	十成る	04117	21日(八峰	E口/	閉議・	前10時5	6分
出席委員	◎奥野	〇三上	田中 山本	竹田	小松 福邦	‡	
執行機関	出席者	山本 教育部長、 和田 教育部次長、 片山 教育総務課長、 土岐 学校教育課長、 田中 教育総務課施設係長、 侯野 学校教育課主幹、 田中 会計管理室長、 林 財産管理課長					
事務局		片岡 事務局長、 山内 事務局次長					
傍聴	可•否	市民 1名	報道	関係者	1名	議貞	員 0名()

会 議 の 概 要

10:00

- 1 開議
- 2 日程説明
- 3 案件
- (1) 行政報告
 - 〇中学校選択制デリバリー弁当(昼食提供事業)導入について (教育部:学校教育課)

教育部長 あいさつ 学校教育課長 説明

10:09

≪質疑≫

<山本委員>

デリバリー弁当の導入を検討される中で、今は昼食という扱いであるので、要保護・準要保護生徒の世帯には支援がないが、そのことについての話はなかったのか。

<学校教育課長>

検討委員会の中ではその話も出たが、深く議論されることはなかった。

基本的には選択制の昼食であり、全員喫食の給食ではないことから、他市の状況も研究する中で支援は難しいということになったものである。

<山本委員>

他市の中で、このような昼食扱いしている所では、支援はされていないということでよかったか。

<学校教育課長>

府下の京田辺市や宇治市では支援はないが、神戸市のような大きな市では支援されている所もある。

<山本委員>

今後、検討をよろしく願う。(要望)

<小松委員>

アンケート結果について、生徒では家庭からの弁当の要望が圧倒的に多く、保護者では給食の要望が多いということで、それぞれ思いが違うが、教育委員会としてはこのことをどのように分析されているのか。

<学校教育課長>

このことについては、平成28年度と平成30年度のアンケートで同じような傾向があり、他市でも同じような傾向が出ている。

その理由は、生徒にとっては、配膳の時間がかかることでクラブ活動の時間に影響してしまうこと、好き嫌いの関係や親の弁当を望む人が多いことなどが考えられる。一方、保護者にとっては、栄養バランスからすると給食がよいと考えられていること、共働きが多いので弁当づくりの負担が大きいことなどにより、給食の要望が多いということが読み取れるのではないかと考えている。

<福井委員>

要保護・準要保護生徒への補助の問題については、今後、詳徳中学校での試行を経て、全中学校に広げていくとするならば、当然考えておかなければいけない。これから考えるということではいけないと思うが、これは意見として申し上げておく。子どもが弁当がよいというのはもちろんだと思うが、共働きとしての社会的ニーズがあり、今後ますますその傾向が強まると見込まれる中で、いつまでも手づくりのお弁当がよいと言っていられないのではないか。教育委員会としてどのように捉えているのか。

<教育部長>

中学校給食の実施については、他市の状況等を見ていく中で、近い将来、亀岡市において導入していくべきと基本的には考えている。しかしながら、現時点での中学校給食の導入については、学校の施設整備等の財政負担を考慮しなければならず、教育委員会の中で優先順位を考えると、中学校給食導入以前にまだ対応すべき多くの課題を抱えているので、それらの課題の対応後に進めていくべきではないかと考えているところである。

<福井委員>

社会的ニーズに対応して、デリバリー弁当を全市に広げるのも1つの取り組みであると考えている。

<竹田委員>

学校給食を導入した際に、クラブ活動の時間に影響するということを先ほど言われたが、全国的にみても亀岡の教職員の皆さんはそれほど大変なのか。他でされていることがなぜできないのか。クラブ活動の時間の問題を、学校給食のできない理由に挙げるのはおかしいのではないか。

給食、弁当という話の中では、生徒の体の成長ということが本来の趣旨にあると思うが、その点を充実させていくということでは、デリバリー弁当はきっちりと栄養面等で管理されているので、広げてもらったらよいと考える。

施設の改修、運営経費等の財政問題があるのは承知しており、利用率や家庭への支援問題等をおさえた中で進めていただきたい。

本来、給食があるということをしっかり説明していただいた上で、しかし現状はこうであるということで、段階を踏んで取り組んでいただくよう要望しておく。

<三上副委員長>

確認だが、検討委員会の提言の中にある保護者の負担軽減というのは、弁当づくり の負担軽減ということであって、経済的な負担軽減ではないということでよかった か。

<教育部長>

そのとおりである。

<三上副委員長>

経済的に大変な家庭もある中で、昼食の提供であるので補助の対象にはならないということであるが、1食当たり南丹市では280円に対し、亀岡市では400円となっている。

共働きや一人親家庭も多くなり、社会的ニーズもある中ではあるが、市民の間では、 今の若い人は楽をしようとしているのではないか、そういうことに援助するのかと いうことで、市の施策が捉えられ、誤解を招く可能性がある。

やはり、竹田委員からもあったように、本来、学校給食があるということの前提を しっかりと出していくべきである。

そのことを前提として、他市の視察でも、なぜ学校給食をするのかと聞けば、それは法律があるからだと答えられている。

教育委員会として、この法に基づいてという部分についての見解を聞かせていただ きたい。

<教育部長>

基本的には学校給食という形で、法に基づいた給食を提供していくという形をとっていきたいということは、基本方針の中で、将来的には食育推進体制を構築する中で検討していくことを掲げているので、最終的な形を見越した取り組みという部分では進めているところである。

<三上副委員長>

同じようなデリバリー弁当の取り組みを行っている府内の他市の状況は、どのように把握されているのか。

<学校教育課長>

特に京田辺市と宇治市であるが、京田辺市は検討委員会を作られて、中学校においても給食を取り入れていくこととされているが、年次計画はまだ決まっておらず、 財源、手法については今後、検討されることとなっている。

宇治市については、中学校給食が市長選挙の公約に掲げられていたが、その後3年が経過する中で、現在、検討委員会を立ち上げられて方針について検討されているといった状況である。

他の所では方式はいろいろあるが、一応、中学校給食を入れていくということになっている。

<三上副委員長>

部活の時間が確保できないとか、下校時間が遅くなるといった問題は、カリキュラムの柔軟な対応で克服できると思うが、その点について他市の状況はつかんでおられるのか。

<教育部次長>

本市ではお昼の時間は約20分ぐらいだが、給食の場合は配膳と片付けがあり、お昼休みも含めて1時間近くとっておられる。

若干時間が後ろにずれ込んで、その分、部活の時間が減るということにはなっているようだが、多少の時間の短さについては大きな問題にはなっていないと聞いている。

<三上副委員長>

他市でもいろいろ工夫されているので、研究をしていただきたい。

<田中委員>

先ほど、部長は法的には給食が前提であると言われたが、それはそのとおりだと思う。ただ、亀岡ではどうかと聞けば、将来的にというようなことであったが、それが一番心配である。今は財政面や他の事情でできないが、将来的にはやりますということで、ずっとこのままいくのではないかと心配である。

今すぐには答えがでないかもしれないが、学校給食をやっていくということを前提 に、何年からはやりたいというぐらいの方針を早急に出していただきたい。(要望) (質疑終了)

10:30

<中学生議会での質問事項への対応について>

教育総務課長 説明

<教育総務課長>

さる10月27日に実施された中学生議会の中で、学校施設等に関する質問も多く 出されたところである。

当然、教育委員会としても早急に施設整備に取り組んでいきたいとは考えているが、 中には一定程度、準備期間を要するものもある。

今回、特に日々の学校生活に関わる大成中学校のトイレについては、学校からの意見もいただく中で、早急に対応したいと考えている。

具体的には、女子生徒が男子生徒用のトイレの前を通って女子生徒用のトイレに行くことになり、男子トイレの中が見通しがききすぎるということを聞いている。

大規模にトイレを改修することになると、相応の時間と費用がかかってくるので、 さしあたっては日々の学校生活に影響がでないように、入口にパーテーションを設 置することで学校と調整しており、調整が整い次第設置をして、影響を少なくして いきたいと考えている。

その他、雨漏り等の施設整備についても意見をいただいており、これも日々修繕に努めているが、抜本的な見直しということになると、一定、当初予算にも計上して対応していかなければならないと考えており、その点については改めて検討した上で、しかるべきタイミングで提案させていただきたいと思っているので、よろしく願う。

< 奥野委員長>

できるだけ早期の対応をよろしく願う。

10:33

〇公の施設の管理に係る実態調査結果について(会計管理室:財産管理課)

会計管理室長 あいさつ 財産管理課長 説明

≪質疑≫

<田中委員>

旧天川文化センター・老人センターの敷地の一部に、給食調理室として使われていた施設があったが、その施設はどうなったのか。

また、児童館の近くにあった農機具倉庫は現在どうなっているのか。

<財産管理課長>

天川文化センターと老人センターは、施設を一緒にして人権福祉センターとして建 替えされている。

一部残しているところは補助金上の関係や施設の耐用年数のこともあり、壊してしまうと補助金の返還も生じることから、耐用年数が過ぎるまで人権啓発課で管理されていると聞いている。現在、水道や電気は止められている。

児童館の近くの農機具倉庫については、農林振興課の行政財産ということで、所管は農林振興課になる。

<田中委員>

現状はわかったが、公の施設にはならないのか。

<財産管理課長>

ならない。

<田中委員>

その根拠は。

<財産管理課長>

行政財産については、それぞれの目的により条例設置しているが、給食調理室と農機具倉庫については条例設置されていないので、位置付けとしては公の施設ではない。管理は敷地も含めてそれぞれの所管が行っている。

<会計管理室長>

公の施設は、地方自治法第244条に規定されているが、住民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供するための施設である。

公の施設として例示されているのは、レクリエーション施設やスポーツ施設、産業振興施設等であり、農機具倉庫については産業振興施設ではあるが、広く市民が利用できるという性質のものではないので、公の施設のくくりの中には入らない。

<三上副委員長>

公の財産ではあるが、公の施設というくくりには入らないということか。

<会計管理室長>

そのように解釈して、公の施設から外している。

<福井委員>

No.90・No.91の篠公民館と吉川公民館だが、もともと学校の敷地であったので、 教育委員会が公民館設置条例を制定して管理していることになっているのか。

<会計管理室長>

亀岡市は昭和30年に合併して市になったが、それ以前は各町で集会所を持っていたというのが実情であり、それが市に移管された時点で、公民館という位置付けで公民館条例により管理されてきている。ただ、条例上、公民館としての位置付けは残っているが、実態は自治会事務所的な利用がされているように思う。

詳細については所管課が把握している。

<福井委員>

条例に基づく生涯学習施設が多くあると思うが、他の自治会施設とどう違うのか。 <会計管理室長>

西別院、薭田野、大井などの各生涯学習施設については、いずれも平成17年度に 条例設置されたものであり、当時の生涯学習都市構想に基づき設置された施設であ ると聞いているが、詳細については所管課で確認願いたい。

<福井委員>

吉川と篠の公民館は条例廃止と施設の譲渡を検討することとなるのか。

<会計管理室長>

過去においては公民館は多くあったと思うが、それぞれ廃止して譲渡ということで 整理され、現在、2つが残っているということで聞いている。 (質疑終了)

10:55

4 その他

(1) 次回の日程について

一 下記のとおり確認 一

日時:12月7日(金) 午前10時~ 案件:12月議会における議案審査

< 奥野委員長>

他になければ、以上で総務文教常任委員会を閉議する。

10:56